

# 令和3年度 浜松市教育委員会 免許状更新講習実施要項

## 1 受講対象者

次表のいずれかに該当するとともに、下記ア～カのいずれかに該当する者

	対象グループ	生年月日等	修了確認期限
旧免許状所持者	第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和31年4月2日～昭和32年4月1日</li> <li>・昭和41年4月2日～昭和42年4月1日</li> <li>・昭和51年4月2日～昭和52年4月1日</li> </ul>	令和4年（平成34年） 3月31日
	第3グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和32年4月2日～昭和33年4月1日</li> <li>・昭和42年4月2日～昭和43年4月1日</li> <li>・昭和52年4月2日～昭和53年4月1日</li> </ul>	令和5年（平成35年） 3月31日
	その他の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延期申請をして、本年度が受講対象となる者</li> </ul>	「修了確認期限延期証明書」に記載のとおり
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに更新時期は過ぎているが、来年度から浜松市で講師等として働く意志のある者（浜松市教育委員会への講師登録が必要）</li> </ul>	特になし
新免許状所持者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新免許状に記載の「有効期間の満了の日」の欄に【令和4年（平成34年）3月31日】または【令和5年（平成35年）3月31日】と記載されている者</li> <li>・有効期間の延長をして、本年度が受講対象者となる者</li> </ul> <p>※ 「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、その中で最も遅い有効期限がすべての免許状の有効期限になることに留意する。</p>		

※ 更新手続期間は「修了確認期限」「有効期間の満了の日」の2年2か月前から2か月前までの2年間となる。有効期間の延長等によりその期日が3月31日でない場合もあることに留意する。

	受講対象者
ア	浜松市立の幼稚園・小学校・中学校に勤務し、教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状を所持する者及び教員免許の必要な講師等
イ	浜松市立高等学校に、浜松市立の小学校・中学校から交流で派遣されている者で、教諭、養護教諭の免許状を所持する者
ウ	浜松市立の保育園に勤務する保育士で、幼稚園教諭の免許状を所持する者
エ	浜松市教育委員会（幼稚園は浜松市こども家庭部幼児教育・保育課）に、講師等の登録をしている者（講師登録者） ※学習支援員やスクールヘルパー等は講師登録が必要
オ	静岡県立学校に、浜松市立の小学校・中学校から交流で派遣されている者で、教諭、養護教諭の免許状を所持する者
カ	湖西市立幼稚園・小学校・中学校、静岡大学附属浜松小学校・中学校、浜松市と研修に関する協定を締結した西部私学協会に所属する私立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭及び教員免許の必要な講師等

※ 西部私学協会に所属する私立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等については、小学校、中学校いずれかの免許状を所持している者に限ります。

◎ 旧免許状と新免許状の見分け方と注意事項

＜旧免許状＞

平成21年3月31日（教員免許更新制が導入される前）までに授与された教員免許状です。有効な期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られました。既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行った際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された修了確認期限が現在の修了確認期限となります。

旧免許状保持者が、新たに免許状を取得した場合、延期申請をすることにより、免許取得の翌日から10年以内の範囲で修了確認期限の延期をすることができます。

＜新免許状＞

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状です。有効期間として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間の満了日は、最も遅い有効期間の満了の日に自動的に統一されます。

※ もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つということはありません。

※ 免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできません。

2 受講時間数【必修領域、選択必修領域、選択領域を合わせて30時間以上】

- (1) 必修領域 6時間
- (2) 選択必修領域 6時間
- (3) 選択領域 18時間以上 ※ 選択領域の受講時間数の詳細は、5(3)を参照。

※ 浜松市教育委員会免許状更新講習と他機関が開設する講習を組み合わせることも可能です。

3 講習方法

通信式講習とします。浜松市教育委員会から発行されたアカウントで「G Suite Classroom」に入り、格納した講習資料を印刷したうえで、講習動画を期間内に視聴してください。視聴後に、認定試験を行います。試験問題は、浜松市教育センターから受講者自宅に郵送します。各自、試験を行い、浜松市教育センターに提出してください。

なお、浜松市立の園、学校に勤務していない場合は、浜松市教育委員会のアカウントは利用できないため、浜松市教育センターにて、動画を視聴することになります。

受講対象者	動画視聴方法
・浜松市教育委員会発行の個人アカウントを所持している者	個人アカウントを利用して、各自、動画視聴
・浜松市立幼稚園、保育園、高等学校に勤務している者 ・浜松市立小中学校に勤務している者で、個人アカウントを所持していない者	浜松市教育センターのアカウントを利用して、各自、動画視聴
・浜松市立の園、学校に勤務していない者 等	浜松市教育センターにて、各自、動画視聴（8月の指定した12日間から視聴日を選択） ※「教育センターでの動画視聴申込書」参照

※ 浜松市教育委員会のアカウントを利用する場合は、別紙「浜松市教育委員会アカウント利用申込書」を提出してください。

※ 浜松市教育センターにて動画視聴する場合は、別紙「教育センターでの動画視聴申込書」を提出してください。

※ 選択領域「組織マネジメント講座Ⅱ」（中堅教諭等資質向上研修対象者）と「組織マネジメント講座Ⅲ」（学校運営研修対象者）については、浜松教育センターにて対面式で行いません。

4 受講期間（「組織マネジメント講座Ⅱ、Ⅲ」を除く）

動画視聴期間：7月22日（木）から9月30日（木）

認定試験提出期間：9月16日（木）から9月30日（木）（9月30日17時 必着）

※ 簡易書留で「浜松市教育センター 免許状更新講習担当」まで郵送してください。

5 講座内容と講座選択

(1) 必修領域の受講について

「最新の教育事情」を受講してください。

※受講対象の「教」は教諭、「養」は養護教諭、「栄」は栄養教諭を示します。

**【必須領域講座一覧】**

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	最新の教育事情	「はままつの教育」 花井 和徳 浜松市教育長	教(幼・小・中)、 養、栄
		「国の教育政策や世界の教育の動向」 静岡大学 島田 桂吾 講師	
		「教職についての省察」 国立教育政策研究所 千々布 敏弥 総括研究官	
		「子どもの変化についての理解」 日本大学 藤平 敦 教授	
		認定試験	

(2) 選択必修領域の講座選択について

3講座の中から1講座を選択してください。

**【選択必修講座一覧】**

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	組織マネジメント講座Ⅰ	「組織マネジメント」 鳴門教育大学 久我 直人 教授	教(幼・小・中)、 養、栄
		「モチベーションとリーダーシップ」 宮城大学 櫻木 晃裕 教授	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	教育相談講座	「ストレスマネジメント」 常葉大学 佐瀬 竜一 教授	教(幼・小・中)、 養、栄
		「教育相談」 明治大学 諸富 祥彦 教授	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	コミュニティ・スクール講座	「地域とともにある学校とコミュニティ・スクール」 常葉大学 堀井 啓幸 教授 教育総務課 小川 誠司 指導主事	教(幼・小・中)、 養、栄
		認定試験	

(3) 選択領域の講座選択について

「ア旧免許状所持者」「イ新免許状所持者」に従い、**11講座の中から3講座**を選択してください。ただし、**組織マネジメント講座Ⅱ、Ⅲ**については、**該当者のみの受講**となります。

**※ 複数の免許状を所持している方はご注意ください。**

**ア 旧免許状所持者**

選択領域の留意事項	現在就いている「職」に応じた講座を選択する。 例えば、教諭の免許状と養護教諭（または栄養教諭）の免許状を所持している場合でも、現在は教諭として勤務しているのであれば、教諭を対象とした選択領域の講座18時間を受講する。そうすれば、養護教諭の免許状も更新されることになる。
講習選択の方法	「受講対象」欄を確認し、 <b>3講座（18時間）</b> を選択する。

**イ 新免許状所持者**

選択領域の留意事項	所持する免許状の種類（教諭・養護教諭・栄養教諭）に応じた講座を受講する。 例えば、教諭の免許状と養護教諭の免許状を所持している場合には、 <b>教諭を対象とした選択領域の講座18時間と養護教諭を対象とした選択領域の講座18時間</b> の履修が必要となる。ただし、1つの講座が教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の免許状を対象にしたものであれば、当該講座をもって教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の免許状の更新が可能である。		
講習選択の方法	所持している免許状の種類が、 ・教諭のみ ・養護教諭のみ ・栄養教諭のみ の場合	「受講対象」欄を確認し、 <b>3講座（18時間）</b> を選択する。	
	複数所持している免許状の種類が、 ・教諭と養護教諭 ・教諭と栄養教諭 ・養護教諭と栄養教諭 ・教諭と養護教諭と栄養教諭 の場合	「受講対象」欄を確認し、1つの講座で、所持している免許状の種類すべてを対象とする講習のみを選択する場合	<b>3講座（18時間）</b> を選択する。
		「受講対象」欄を確認し、所持している免許状の種類の一部を対象とする講習を選択する場合	<b>それぞれの免許状に対して3講座（18時間）</b> を選択する。一つの講座に複数の「受講対象」が設定されている場合は、当該講座を受講すれば複数の免許状の更新のために使用できる。

【選択領域講座一覧】

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	危機管理 講座	「園・学校のリスクマネジメントと教職の省察」 岐阜大学 長谷川 哲也 准教授	教（幼・小・ 中）、養、栄
		「園・学校における学校事故等への危機対応」 健康安全課 大渡 和正 指導主事 大村 直弘 指導主事	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	健康安全 講座	「健康教育と学校保健」 静岡大学 鎌塚 優子 教授	教（幼・小・ 中）、養、栄
		「食物アレルギー」 浜松医科大学 夏目 統 助教	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	発達支援 教育講座	「発達支援教育の現状と課題」 静岡大学 石川 慶和 准教授	教（幼・小・ 中）、養、栄
		「ライフステージからみた発達障がい」 浜松市発達支援センター 中林 睦美 臨床心理士 教育センター 中嶋 恵美 指導主事	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	食育講座	「園・学校教育における食育の展開」 日本大学短期大学部 末永 美雪 講師	教（幼・小・ 中）、養、栄
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	子ども理 解講座	「学校における心理・社会面のアセスメント」 愛知教育大学 鈴木 伸子 教授	教（幼・小・ 中）、養、栄
		「教育相談（不登校対応）」 教育総合支援センター 山村 隆信 指導主事 松島 望 指導主事	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	キャリア 教育講座	「キャリア教育」 筑波大学 藤田 晃之 教授 教育総務課 石原 麻美 指導主事 教育センター 中村 栄里 指導主事	教（小・中）、 養、栄
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	幼児教育 講座	「幼児教育と小学校教育との円滑な連携と接続」 鳴門教育大学 木下 光二 教授	教（幼）
		「幼児期における教育」 聖隷クリストファー大学 鈴木 まき子 講師	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	学習指導法講座Ⅰ	「学び続ける教師に～これからの学習指導について考える～」 常葉大学 児玉 一記 講師	教（小・中）
		「情報モラル教育」 静岡大学 塩田 真吾 准教授	
		認定試験	

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	学習指導法講座Ⅱ	「学力観の変遷」 横浜国立大学 高木 展郎 名誉教授	教（小・中）
		「学力向上」 静岡大学 村山 功 教授	
		認定試験	

※ 幼稚園中堅教諭等資質向上研修、小中学校中堅教諭等資質向上研修を受講する者のみ

時数	講座	講習名、講師	期日・会場
6時間	組織マネジメント講座Ⅱ	「組織マネジメント」 兵庫教育大学 浅野 良一 教授	6月22日（火）午後 浜松市教育センター
		認定試験	
		「主体的な園・学校運営の参画について」 愛媛大学 平松 義樹 名誉教授	9月30日（木）午後 浜松市教育センター
		認定試験	

※ 学校運営研修を受講する者のみ

時数	講座	講習名、講師	期日・会場
6時間	組織マネジメント講座Ⅲ	「学校組織マネジメント」 国士舘大学 北神 正行 教授	9月10日（金）終日 浜松市教育センター
		認定試験	

◎ 「受講対象者」欄の見方と注意事項

例 1

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6時間	教育相談講座	「地域とともにある学校とコミュニティ・スクール」 常葉大学 堀井 啓幸 教授 教育総務課 小川 誠司 指導主事	教（幼・小・中）、 養、栄
		認定試験	

受講対象は、次のいずれかの職に就いている者（旧免許）又は免許状を所持している者（新免許）

- ・教諭（幼稚園教諭）
- ・教諭（小学校教諭）
- ・教諭（中学校教諭）※中学校教諭の教科は問わない
- ・養護教諭の免許状
- ・栄養教諭の免許状

## 例 2

時数	講座	講習名、講師	受講対象
6 時間	学習指導 法講座 I	「学び続ける教師に～これからの学習指導について 考える～」 常葉大学 児玉 一記 講師	教（小・中）
		「情報モラル教育」 静岡大学 塩田 真吾 准教授	
		認定試験	

受講対象は、次のいずれかの職に就いている者（旧免許）又は免許  
状を所持している者（新免許）

- ・教諭（小学校教諭）
- ・教諭（中学校教諭）※中学校教諭の教科は問わない

## 6 受講料

### (1) 受講料

必修領域	選択必修領域	選択領域
1 講座（6 時間） 4,400 円	1 講座（6 時間） 4,400 円	1 講座（6 時間） 4,400 円

※ 例：必修領域 1 講座（6 時間）、選択必修領域 1 講座（6 時間）、選択領域 3 講座（1 8 時間）受講する場合、受講料の合計は 22,000 円

ただし、湖西市立幼稚園・小学校・中学校からの受講者の場合は次のとおりとする。

必修領域	選択必修領域	選択領域
1 講座（6 時間） 6,000 円	1 講座（6 時間） 6,000 円	1 講座（6 時間） 6,000 円

※ 例：必修領域 1 講座（6 時間）、選択必修領域 1 講座（6 時間）、選択領域 3 講座（1 8 時間）受講する場合、受講料の合計は 30,000 円

### (2) 納入方法

**6 月中旬**に送付される「**納入通知書**」を用いて、各自でお振り込みください。

なお、振込手数料は自己負担となります。

※ 納入期限（7月上旬）を厳守してください。

### (3) その他

納入後、受講をキャンセルしても、受講料の返金はしません。また、来年度以降に受講料を持ち越すこともできません。

インターネット申込終了後の講座変更についても、原則できません。

## 7 受講申込手続き

### (1) 免許状更新講習関係文書の取得について

3月19日（金）以降、次の文書を浜松市教育センターホームページに掲載します。各自でダウンロードしてください。

- ・令和3年度 浜松市教育委員会免許状更新講習実施要項（本書）
- ・令和3年度 「浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム」インターネット申込マニュアル
- ・浜松市教育委員会アカウント利用申込書（該当者のみ）
- ・教育センターでの動画視聴申込書（該当者のみ）

(2) 受講申込  
ア 申込期間

令和3年3月29日（月）8時 から 令和3年5月7日（金）17時まで

※ 令和2年度に浜松市教育委員会の免許状更新講習を受講して、令和3年も受講を申し込む者は、**昨年度使用した受講者 ID、パスワード**を使用してシステムにログインしてください。

イ 申込方法

浜松市立の幼稚園・小学校・中学校に勤務する者	①「浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム」 <b>インターネット申込マニュアル</b> を読みながらインターネット申込を行う。 ②インターネット申込後、受講申込書を印刷する。 ③ <b>令和3年度</b> に勤務する園・学校の園長・校長から受講申込書の証明者欄に記入押印してもらう。 ④提出書類（P9「ウ 提出書類」参照）を、所属（園長、教頭等）に預ける。年度替わりの煩雑さを避けるため、 <b>令和3年4月2日以降</b> に行う。 ⑤園長、教頭等は、園・校内の受講者の提出書類を取りまとめ、連絡便にて浜松市教育センターへ送付する。
上記以外の園・学校に勤務する者 （教員免許状が必要な職に従事する者）	①「浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム」 <b>インターネット申込マニュアル</b> を読みながらインターネット申込を行う。 ②インターネット申込後、受講申込書を印刷する。 ③ <b>令和3年度</b> に勤務する園・学校の園長・校長から受講申込書の証明者欄に記入押印してもらう。 ④提出書類（P9「ウ 提出書類」参照）を、郵送にて浜松市教育センターへ送付する。
浜松市教育委員会に、講師、支援員等の登録をしている者（講師登録者）、または、浜松市立の幼・小・中に勤務しているが、教員免許の必要のない職に従事する者 （「1 受講対象者」の「エ」に該当する者）	①「浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム」 <b>インターネット申込マニュアル</b> を読みながらインターネット申込を行う。 ②インターネット申込後、受講申込書を印刷する。 ③浜松市教育委員会教職員課（幼稚園は浜松市こども家庭部幼児教育・保育課）で受講申込書の証明者欄に記入押印してもらう。 ④提出書類（P9「ウ 提出書類」参照）を、郵送にて浜松市教育センターへ送付する。 （講師登録者が学習支援員やスクールヘルパー等として浜松市立の幼・小・中に勤務している場合は連絡便で可） ※ <b>講師未登録者は、必ず教育委員会教職員課にて講師登録を行う。（幼稚園は浜松市こども家庭部幼児教育・保育課）</b>

◎ インターネット申込についての注意事項

- ・ インターネット申込を行う際は、必ず「浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム」インターネット申込マニュアルをご覧ください。
- ・ インターネット申込は、浜松市教育センターホームページの免許状更新講習のバナーから「**浜松市教育委員会教員免許状更新講習システム**」（以下、「**免許状更新講習システム**」）に**アクセス**して行います。
- ・ 「免許状更新講習システム」登録時の「**ログインパスワード**」、「**メールアドレス**」及び登録完了時に付与される「**受講者 ID**」については、忘れることのないように、必ずメモをしてください。
- ・ 「免許状更新講習システム」に登録する受講者のメールアドレスは、開催者が免許状更新講習に関する通知や緊急時の連絡を行う際に使用します。
- ・ 修了確認期限（有効期間の満了の年月日）を入力する際は、旧新免許状、免許状の種類、延期（延長）申請の有無等により入力する年月日が異なるため、十分注意してください。
- ・ 「受講申込書」は、インターネット申込後、「免許状更新講習システム」から印刷できます。
- ・ **申込期限後（5月7日（金）以降）は「免許状更新講習システム」による変更やキャンセル手続きはできません。**



ウ 提出書類

① 受講申込書

受講申込書は、「免許状更新講習システム」によるインターネット申込後、「免許状更新講習システム」から印刷できます。印刷後は、以下の指示にしたがって、記入押印をしてください。

<受講申込書例>

浜松市教育委員会 免許状更新講習受講申込書

[受講者本人記入欄] 20XX00001

ふりがな	はままつ たろう	申込印	生年月日	平成2年4月10日
氏名	浜松 太郎	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○申込印 申込者本人の印鑑を押す。</p> </div>		
連絡先	(〒 433-8104) 静岡県浜松市北区東三方町○○○-○ (TEL) 053-999-9999			
受講対象者の区分  ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校に勤務する教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) 浜松市立浜松小学校 (職名) 教諭		
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)		
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)		
	④公立の保育園の保育士で幼稚園教諭の免許を有する者	(勤務先)		
	⑤その他	(勤務先)	(職名)	
免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日	
小学校教諭一種免許状		平成25年3月31日	令和5年3月31日	
中学校教諭一種免許状	国語	平成25年3月31日	令和5年3月31日	
修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入				旧免許状の人のみ記入
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入		令和5年3月31日		
領域	講習の名称	開		
必修領域講習	[必修] 必修講習	令和3年7月 令和3年7月		
選択必修領域講習	[選択必修] 選択必修講習			
選択領域講習	[選択] 選択講習①			
	[選択] 選択講習②			
	[選択] 選択講習③			
免許更新講習の一部単位を、前年度に履修済みの場合や、本年度に他機関で受講予定の場合等について、その旨をに記入してください。※この欄は印刷後に手書きで記入してください。				
免許状更新講習の一部を前年度に履修済みの場合や、本年度に他機関で受講予定の場合等、講習選択に際して、特別な事情のある場合はその旨を手書きで記入してください。 (例) ・昨年度、必修講習は受講済み ・選択講習1講座(6時間)は他機関で受講予定 等				
○証明者記入欄				
上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。 (機関名・役職名) 令和 年 月 日 証明者名 (氏 名) 職印				
○証明者記入欄				
証明者(所属長)の氏名記入、押印してもらう。 ※ 職印については、上記申込書の【受講対象者の区分】を確認する。 ①、④ に該当する者 ⇒ 所属(園・学校)長の職印 ②、③、⑤に該当する者 ⇒ 浜松市教育長印 浜松市教育長印については、浜松市教育委員会教職員課もしくは幼児教育保育課に直接行き押印してもらう。				

② 返信用封筒

下表の指示にしたがって、返信用封筒を御用意ください。

<p>浜松市立の幼稚園・小学校・中学校に勤務する者</p>	<p>封筒（<b>角形2号</b>）に、「園・学校番号」、「園・学校名」、「氏名」を記入したものを<b>2部</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 150px;"> <p style="text-align: right;">小 123 浜松市立〇〇小学校</p> <p style="text-align: center;">浜松 太郎 様</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> <p><b>角形2号</b>は、 A4が丁度収まる大きさの封筒です。</p> </div> <p style="text-align: center;">事務処理上、「様」と御記入ください</p>
<p>上記以外の園・学校に勤務する者及び講師等の登録者</p>	<p>封筒（<b>角形2号</b>）に、「郵便番号」、「自宅住所」、「氏名」を記入し、「<b>120円切手</b>」を貼り付けたものを<b>1部</b>、「<b>460円切手</b>」を貼り付けたものを<b>1部</b>（簡易書留320円と定形外140円で合計460円となりますので、460円分の切手を貼ってください。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 150px;"> <p style="text-align: right;">〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">〇〇市☆区△△町一番三号</p> <p style="text-align: center;">浜松 太郎 様</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> <p><b>角形2号</b>は、 A4が丁度収まる大きさの封筒です。</p> </div> <p style="text-align: center;">事務処理上、「様」と御記入ください</p>

③ 浜松市教育委員会アカウント利用申込書（該当者のみ）

④ 教育センターでの動画視聴申込書（該当者のみ）

※ ③④は、浜松市教育センターホームページから印刷し、提出してください。

エ 送付先

〒433-8104 浜松市北区東三方町 143-4

浜松市教育センター 免許状更新講習担当

※ 5月14日（金）必着

(3) 手続きの完了

受講申込書が浜松市教育センターに到着後、受講資格等の確認を行います。不備等が見つかった場合は、個別に連絡します。

受講資格等確認後、6月中旬に、浜松市教育センターから「**納入通知書**」を送付します。受講料納入により、受講申込み手続きの完了となります。

## 8 受講の諸連絡案内について

**7月8日(木)以降**、浜松市教育センターホームページに「受講の諸連絡案内」を掲載します。各自で印刷してください。「受講の諸連絡案内」には、準備物、動画視聴方法等を記載します。

## 9 事前アンケートについて

「事前アンケート」（「免許状更新講習システム」内）の回答期限は、**7月8日(木)**です。回答は任意です。

## 10 不測の事態が発生した場合の措置

講習が予定どおり実施できない場合は、後日、講習内容を一部変更して行う場合があります。また、不測の事態によっては開催ができない場合があります。

その後の対応についての受講者への連絡は、インターネットで登録したメールアドレスへのメール、または、浜松市教育センターホームページ及び「免許状更新講習システム」トップページで行います。定期的に確認をしてください。

## 11 履修証明書

決められた時間数の講習や履修認定試験を受けなかった場合は、合否判定はできません。講習後の「判定委員会」において合否判定後、合格の場合には、「履修証明書」を送付します。

- (1) 「履修証明書」は**11月下旬**までに送付します。
- (2) 送付時期を過ぎても届かない場合には、御連絡ください。
- (3) 不合格の場合には、個別に連絡します。

## 12 講習修了後の手続き

- (1) 更新に必要なすべての講習の「履修証明書」が届いたら、各自で、講習修了後の手続きを行ってください。**手続きを行わなければ免許状を更新したことにはなりません**。手続きを行うことで、静岡県教育委員会から、免許状が更新されたことを証明する文書が発行されます。
- (2) 講習修了後の手続きの詳細については、**7月8日以降**、浜松市教育センターホームページに「**受講の諸連絡案内**」を掲載しますのでご覧ください。

## 13 その他

講習履修上、体調・身体等の理由により配慮が必要な方は、「免許状更新講習システム」への**登録時**にその旨を「**希望する配慮・支援内容**」欄に記述いただくか、担当まで御連絡ください。

裏面へ続く→

## ☆ 免許状更新講習の受講免除について

免許状更新講習では、次に挙げる者は、申請をすることによって【免許状更新講習の受講免除】をすることができます。

- 1) 更新講習の免除対象の職にある者  
・免除対象の職・・・**校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導主事**
- 2) 免除対象となる表彰を受けたことがある者  
・有効期限までの**10年間**に、**優秀教員**として表彰を受けた者
- 3) 免許状更新講習受講期間中に免許状更新講習の講師を務めたことがある者

## ☆ 修了確認期限の延期（有効期間の延長）について

やむを得ない事由により、免許状更新講習の課程を修了できないと認められる場合、申請をすることによって【修了確認期限の延期（有効期間の延長）】をすることができます。

- 1) 指導改善研修中であること
- 2) 心身の故障による休職
- 3) 刑事事件に起訴されたことによる休職
- 4) 引き続き90日以上病気休暇
- 5) 産前及び産後の休業
- 6) 育児休業（日を単位としたものに限る）
- 7) 介護休業（日を単位としたものに限る）
- 8) 地震・積雪・洪水その他の自然災害により交通が困難な場合
- 9) 在外教育施設等への派遣
- 10) 外国の地方公共団体の機関等への派遣
- 11) 専修免許取得のため大学院等に在籍している場合
- 12) 取得から10年未満の教員免許状を有していること ※旧免許状所持者のみ
- 13) 教員として任命又は雇用された日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満の場合
- 14) 上記の他、免許管理者がやむを得ない理由として認める事由がある場合

※ 免除対象者も申請が必要になります。受講期間内に忘れずに申請を行ってください。

※ 免除申請又は延期（延長）申請について、不明な点がございましたら、浜松市教育委員会教職員課（免許担当）または浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課（免許担当）、浜松市教育センター（免許状更新講習担当）まで御連絡ください。

(問い合わせ先)

浜松市教育委員会教職員課 免許担当

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2-1

TEL 053-457-2408 FAX 053-457-2579

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課 免許担当

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2118

浜松市教育センター 免許状更新講習担当

〒433-8104 浜松市北区東三方町143-4

TEL 053-439-3140 FAX 053-439-3030